

## 阿見町犯罪被害者等支援条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、犯罪被害者等(町民等である者に限る。)の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう被害の軽減及び早期の回復を図り、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用するものの例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に住所を有する者、居住する者、通勤又は通学する者及びこれらの者が組織する団体であつて、町内で活動するものをいう。
- (2) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の偏見、無理解、配慮に欠ける言動等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から犯罪等により再び受ける被害をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

### （基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援のための施策は、被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援のための施策は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けられることができるよう推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援のための施策は、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

### （町の責務）

第4条 町は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携協力を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施する責務を有する。

2 町は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に関する体制整備に努めるものとする。

(町民等及び事業者の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、並びに町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活および社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、並びに関係機関等との連絡調整を図るものとする。

(日常生活の支援)

第7条 町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を見舞うため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

2 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住居の提供に努めるものとする。

(安全の確保)

第8条 町は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第10条 町は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発活動)

第11条 町は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性等について町民等及び事業者の理解を深めるよう情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援の制限)

第12条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行う

ことが社会通念上適切でないと認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。